

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 / 月 28 日

申請者 氏名又は名称 株式会社小川設備工業  
 〒634-0811  
 住所 奈良県橿原市小綱町16-3YAGIWEST STORAGE(E-南号室)  
 代表者氏名 代表取締役 小川 一輝  
 電話番号 0744-55-7924  
 FAX番号 0744-55-0169  
 メールアドレス [suido@oskco.net](mailto:suido@oskco.net)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数            / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 / 月 28 日

申請者 氏名又は名称 株式会社小川設備工業  
住 所 奈良県橿原市小綱町16-3 YAGI WEST STORAGE (E-南号室)  
代表者氏名 代表取締役 小川 一輝

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏 名	フリガナ名 氏 名
代表取締役 オガワ カズキ 小川 一輝	
取締役 トクヒサ ケイタ 徳久 慶太	
取締役 オガワ アズサ 小川 あずさ	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 小川設備工業
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0811 住所 奈良県橿原市小綱町16-3YAG I WEST STORAGE (E-南号室) 電話番号 0744-55-7924 FAX番号 0744-55-0169 メールアドレス suido@oskco.net
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
岩田 和子	第312728号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 7 年 1 月 28 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV	1	
	塩ビカッター	VC40 VC20	2 2	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	2	
	パイプ ねじ切り器	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トー <del>4</del> ランプ	ガスボンベ式	4	
	パイプレンチ	13mm～100mm	1	
	スパナ		3	
水圧テスト ポンプ	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 1 月 28 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

〒634-0811奈良県橿原市小畑町16-3 E-南号室

YAGI WEST STORAGE

株式会社 小川設備工業

代表取締役 小川一輝



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 現在事項全部証明書

奈良県橿原市小綱町16-3 YAGI WEST STORAGE (E-南号室)  
株式会社小川設備工業

会社法人等番号	1500-01-027332		
商号	株式会社小川設備工業		
本店	奈良県橿原市葛本町673番地の4		
	奈良県橿原市小綱町16-3 YAGI WEST STORAGE (E-南号室)	令和6年6月28日移転 ----- 令和6年7月1日登記	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	令和6年6月6日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設工事業</li> <li>2. 土木工事、建築工事、設備工事、解体工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工、請負に関する事業</li> <li>3. 清掃業</li> <li>4. 飲食店の経営</li> <li>5. 前各号に付帯または関連する一切の事業</li> </ol>		
発行可能株式総数	1000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	小川 一輝	
	取締役	徳久 慶太	令和6年6月28日就任 ----- 令和6年7月1日登記
	取締役	小川 あずさ	令和6年6月28日就任 ----- 令和6年7月1日登記

奈良県橿原市小綱町16-3 YAGI WEST STORAGE (E-南号室)  
株式会社小川設備工業

奈良県橿原市葛本町673番地の4  
代表取締役 小川一輝



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 1月28日

奈良地方法務局中和支局  
登記官

和田谷喜洋



現行のものと相違ありません  
令和 7 年 / 月 28 日  
橿原市小網町16-3

## 定 款

YAGI WEST STORAGE E-南号室

株式会社小川設備工業

代表取締役 小川一輝



### 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社小川設備工業と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事
2. 土木工事、建築工事、設備工事、解体工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工、請負に関する事業
3. 清掃業
4. 飲食店の経営
5. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、1,000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求す



るには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。社長たる取締役に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、株主総会に出席しない株主が書面または電磁的方法によって議決権を行使することを認める場合を除き、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとし、この招集通知は書面であることを要しない。ただし、株主総会に出席しない株主が書面または電磁的方

法によって議決権を行使することを認める場合は、会日より2週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を書面で発することを要する。

- 4 株主総会は、株主総会に出席しない株主が書面または電磁的方法によって議決権を行使することを認める場合を除き、議決権を有する株主全員の同意があるときは招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長たる取締役に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法及び決議等の省略)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 4 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役

### (取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役1名以上を置く。

### (取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

### (取締役の資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### (代表取締役及び社長)

第23条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名の代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役社長とする。

### (取締役に対する報酬等)

第24条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 計 算

### (事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

### (剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

### (配当金の除斥期間)

第27条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立時発行株式の数は500株、その発行価額は1株につき金10,000円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

2 当会社成立後の資本金の額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和7年5月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 小川 一輝  
奈良県橿原市葛本町673番地の4  
設立時代表取締役 小川 一輝

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第32条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県橿原市葛本町673番地の4  
小川 一輝 500株 金500万円

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、株式会社小川設備工業を設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士杉山毅は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年5月21日

発 起 人 小川 一輝

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 杉 山 毅



## 同一の情報の提供

提供の日付： 令和6年6月5日

公証人：

野路正典 

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 24-1401000902000520

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 野路 正典

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

第三二二七二八号

給水装置主任技術者免状

本籍 山口県

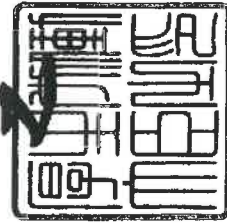
氏名 岩田 和子

昭和三十三年八月二十九日生

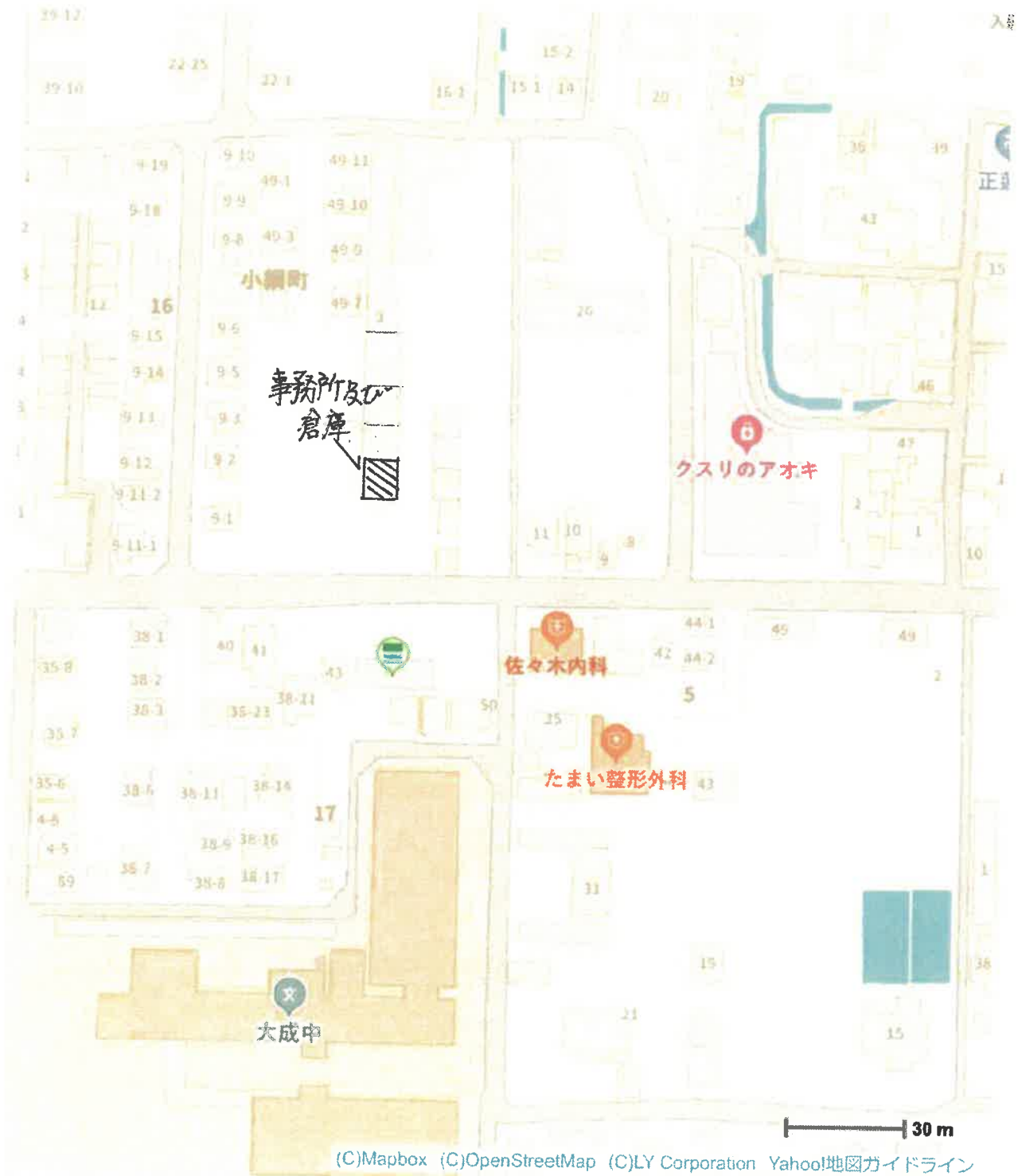
水道法(昭和二十五年法律第百七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

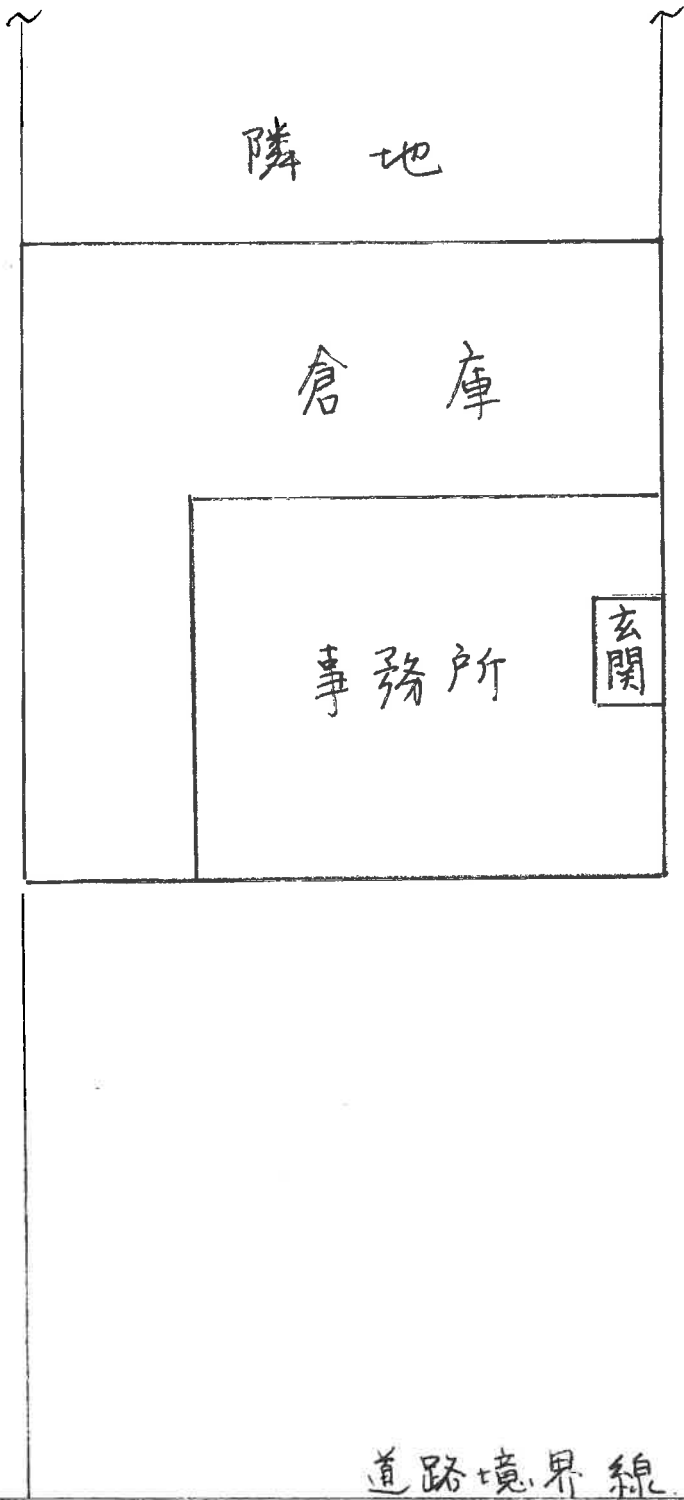
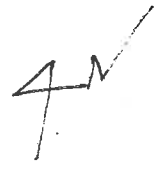
令和四年二月二日

厚生労働大臣 後藤 茂



# (株)小川設備工業 位置図





事務所 見取図





事務所外観



事務所内部



倉庫内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 1 月 28 日

申請者 氏名又は名称 株式会社小川設備工業  
 〒634-0811  
 住所 奈良県橿原市小綱町16-3YAGIWEST STORAGE(E-南号室)  
 代表者氏名 代表取締役 小川 一輝  
 電話番号 0744-55-7924  
 FAX番号 0744-55-0169  
 メールアドレス [suido@oskco.net](mailto:suido@oskco.net)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数      /      者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7年 / 月 28日

届出者

氏名又は名称 株式会社小川設備工業

住 所 奈良県橿原市小綱町16-3  
YAGI WEST STORAGE (E・南号室)

代表者氏名 代表取締役 小川 一輝

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社小川設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
岩田 和子	第312728号	

第三一二七二八号

給水装置主任技術者免状

本籍 山口県

氏名 岩田 和子

昭和三十三年八月二十九日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和四年二月二日

厚生労働大臣 後藤 茂

